|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 電機連合大阪地協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【統一要求基準】  　(1)開発・設計職基幹労働者賃金（基本賃金）：水準改善額（引上額）17,000円以上  　(2)産業別最低賃金（18歳見合い）：200,000円以上（現行水準に対して15,500円の引き上げ）  【統一目標基準】   1. 製品組立職基幹労働者賃金（基本賃金）：   「開発・設計職基幹労働者賃金」の水準改善額に見合った額  　(2)年齢別最低賃金・高卒初任給・大卒初任給・技能職群（35歳相当）ミニマム基準  ①25歳最低賃金（基本賃金）…208,000円以上（現行水準に対して15,500円の引き上げ）  ②40歳最低賃金（基本賃金）…255,000円以上（現行水準に対して15,500円の引き上げ）  ③高卒初任給…200,000円以上（現行水準に対して13,000円の引き上げ）  ④大卒初任給…263,000円以上（現行水準に対して13,000円の引き上げ）  ⑤技能職群（35歳相当）ミニマム基準…230,000円 | | １　時間外割増率【統一目標基準】  　・現行の割増率が平日30％、休日45％、深夜30％に達していない組合は、この水準に向けて引き上げに取り組む。  ２　適正な総実労働時間の実現  ・電機連合「労働時間対策指針」（2019年）に基づき、年間総実労働時間1,800時間程度の実現をめざした所定外労働時間等のさらなる短縮と労働者の健康を守る取り組みを行う。  　　 (1)労働者の健康を守る取り組み【統一目標基準】  　　　ア　36協定特別条項限度時間の引き下げ  （特別条項付36協定は締結すべき協定であると労使で確認、1年の限界時間は政策目標基準640時間以下での締結に取り組む）  　　　イ　勤務間における休息時間の確保（勤務間インターバル制度や深夜労働時間規制の導入、休息時間11時間をめざす）  　　　ウ　産業医等による面接指導の徹底  　　　エ　労働時間管理の徹底  　　 (2)総実労働時間の短縮に向けた取り組み【統一目標基準】  　　　ア　所定労働時間の適正化  （1日の所定労働時間7時間45分以下の徹底、交代制勤務者について常日勤者より短い年間所定労働時間に取り組む）  　　　イ　年休取得の促進  ３　働き方改革の取り組み  　・職場内の連携強化やマネジメント強化をはじめとしたコミュニケーションの活性化に向けた取り組みを推進することにより、働き方改革を加速させ、やりがい・働きがいを高め、労働の質と生産性の向上を図る。  (1)すべての労働者の立場にたった働き方改革の継続  ア　職場における生産性向上の取り組み推進（適正な要因の配置、業務プロセスの見直し・改善、業務効率化）  イ　組織内のコミュニケーション強化に向けた体制の構築（上司との面談充実化、チーム力向上に資する職場マネジメント）  (2)柔軟な働き方に関する制度の導入や環境整備  　ア　柔軟な働き方に資する制度の導入（テレワーク等の柔軟な働き方に資する労使協議の実施）  　イ　すべての労働者に配慮した職場環境の整備  （テレワーク等が困難な職場や労働者に対する働き方についての検討・職場環境改善）  ４　誰もが活躍できる職場環境の実現に向けた取り組み  　(1)リスキリングを含むキャリア形成支援の取り組み  　　　(2)ジェンダー平等の実現  　　 ・「女性活躍推進法の省令改正に対する電機連合の考え方と取り組み」（2022年）および「改正育児・介護休業法、次世代法に対する電機連合の考え方と取り組み」（2024年）に基づき、男女間賃金差異や育休取得状況などの労使による共有と課題分析を行い、男女間の差異の根本的要因の解消に向けて取り組む。 |
| 一　時　金　関　連 | 春季交渉時 | 平均で年間5ヵ月分を中心とする。  「産別ミニマム基準」として年間4ヵ月分を確保する。 |
| 季別交渉時 | 【夏季・年末】  上記春闘時と同一 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月13日まで | 3月12日　　 ・第1次交渉ゾーン：2月17日～21日  ・第2次交渉ゾーン：2月25日～28日  ・第3次交渉ゾーン：3月3日～7日 | ― |
| 夏季 | ― | ― | ― |
| 年末 | ― | ― | ― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。